仕　　様　　書

1　件　　名　　令和８年度ツキノワグマ出没防止対策市有地刈払業務委託

2　履行期間　　契約締結日の翌日から令和９年３月19日までとする。

3　履行場所　　盛岡市北松園四丁目96　北松園緑地内　約3,000㎡（別添図面のとおり）

4　業務内容

(1) 対象区域全域において、ツキノワグマの潜伏防止及び見通し確保を目的として、草本類の刈払い並びに見通し確保に支障となる木本類の伐採を実施する。なお、幹径おおむね20cm以上の木本類については原則として業務の対象外とし、伐採の対象となる木本類については、現地状況を確認のうえ、発注者と協議して定めるものとする。

(2) 業務は履行期間中に１回実施するものとし、実施時期については発注者と協議のうえ決定するものとする。

(3) 業務実施に当たっては、履行場所を一般供用したまま作業を行うことから、利用者及び周辺住民の安全確保に万全を期すること。

(4) 作業区域には必要に応じて保安施設、注意看板、カラーコーン等を設置するなど、第三者災害の防止に努めること。

(5) 作業中にツキノワグマの目撃、足跡、糞その他の痕跡を確認した場合は、直ちに作業を中止し、発注者へ報告するとともに、その指示に従うこと。

(6) 作業の実施に伴い発生した刈草、枝葉その他の廃棄物は速やかに回収し、履行場所内に放置することなく、関係法令に基づき適正に処理すること。

(7) 作業着手前に作業計画書を提出し、発注者の承諾を得ること。

(8) 作業完了後は、以下の書類を提出すること。

ア　業務完了届

イ　作業報告書

ウ　写真帳

(9) 写真帳には、作業着手前、作業中及び作業完了後の状況を同一地点から撮影した写真を添付すること。

(10) 作業に起因する事故、苦情又は第三者への損害が発生した場合は、受注者の責任において適切に対応するとともに、速やかに発注者へ報告すること。

(11) 業務の履行に際し疑義が生じた場合は、直ちに発注者に報告し、発注者と協議のうえ対応するものとする。